

個人醸造に供給し居るは云々当該半若主が苦心醸造の結果  
 現社に在りたるに依り守社若は醸造業者に直上工場と  
 有事を得たとの守社側意見は今の場合は此は世と認め  
 せしを得たなり

一 西武が四に對しては守社は此の所謂声はと云ふ十三平一月ハ  
 十日の両日に於て新制發布の守社の発表せし醸造工場日給  
 一月の十平の定めたる所は但書中「兩平」中成社の如くにより相  
 當口控擢昇給せしむるなりと云ふ記載に於ては「解」の向所  
 謂本声は當時交渉の結果之を撤回し醸造工場日給を二平に  
 之定めたる結果減減せしむるなりとの見解を打す。此水引し本二平一  
 月の昇給に及ばざる者に就ては守社は未だ昇給の機に於て  
 各別別に計算せし定額平均給以下者に對し昇給上層に在  
 上層を拂ふべきこと。

手当表

年次	解雇手当	老齢手当	退職金
一平	七〇〇	四〇〇	二五〇
二平	七〇〇	五〇〇	三〇〇
三平	一〇〇〇	一〇〇〇	五〇〇
四平	一二〇〇	九〇〇	六〇〇
五平	一五〇〇	一〇〇〇	七五〇
六平	一〇〇〇	一〇〇〇	九〇〇
七平	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
八平	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
九平	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
十平	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
十一平	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇